

○前回いただいたご指摘への対応（案）

ご指摘	原案	修正案
制度設計上、登録から指定へのつながりを分断するような書き方を改める	(4) 登録後の位置づけについて 登録を受けた文化財は、次世代への確実な継承をおこなうために必要な施策を講じていくこととするが、制度趣旨に鑑み、指定文化財への登録を当然に案内することはしない。	(4) 登録後の位置づけについて 登録を受けた文化財は、次世代への確実な継承をおこなうために必要な施策を講じていくこととする。 <u>登録文化財制度の趣旨（指定文化財の補完）に鑑み、ただちに指定文化財への指定手続に移行するものではないが、文化財保護条例の目的に沿った保存・活用がなされるよう必要な検討を随時で加えていく。</u>
登録簿掲載対象文化財リストの対象から、埋蔵文化財を一律で除く記載はやめる	(3) 登録文化財リストと登録簿掲載対象文化財リスト（仮称） …市内文化財一覧の中から、文化財保護法令上、登録文化財と分けて整理されている指定文化財や埋蔵文化財を除いたものを登録簿掲載対象文化財リスト（仮称）として整備する。	(3) 登録文化財リストと登録簿掲載対象文化財リスト（仮称） …市内文化財一覧の中から、 <u>国もしくは東京都もしくは市の指定文化財または国もしくは市の登録文化財を除いたものを登録簿掲載対象文化財リスト（仮称）として整備する。</u>
原則として市内に存在する物を対象として扱い、市内で製作され、市外に存在しているものが確認できた場合は、登録漏れがないよう留意する	(新設)	(5) <u>登録対象</u> <u>登録対象は、現に市内に存在するものを対象とする。</u>

現状変更や登録抹消にあたって、事前相談または報告を審議会が受けつけるようにする

(1) 登録までの流れについて

教育委員会が登録を行う機関を担うこととするものの、登録にあたっては西東京市文化財保護審議会への諮問を行い、登録相当の旨の答申があったものについて登録を行うこととする。

教育委員会が諮問する文化財については、所有者の同意のもとに教育委員会が推薦するものまたは所有者による申請があったものを諮問することとする。

(1) 登録までの流れについて

教育委員会が登録を行う機関を担うこととするものの、登録または登録抹消にあたっては西東京市文化財保護審議会への諮問を行い、登録相当または登録抹消相当の旨の答申があったものについて登録または登録抹消を行うこととする。

教育委員会が諮問する文化財については、所有者の同意のもとに教育委員会が推薦するものまたは所有者による申請があったものを諮問することとする。

また、登録文化財となって以降、当該登録文化財の現状変更行為を行おうとする場合は、西東京市教育委員会へ事前に届け出て、審議会の許可を受けてから実行を可能とする。

なお、これらの規定の実効性を担保するため、登録申請時に上記事項に係る同意を得ることとする。

個別テーマ（１）登録に係る事務手続きについて（案）

1. 西東京市登録文化財制度の概要（再掲）

国もしくは東京都による指定もしくは登録を受けている文化財または西東京市の指定を受けている文化財以外の文化財のうち、西東京市文化財保護審議会の審議により妥当とされたものを西東京市登録文化財（以下「登録文化財」という。）として登録簿に掲載する。

2. 論点

（骨子抜粋）

- ①過去の文化財保護審議会の審議上で提示されたリストを基に登録簿掲載対象文化財リスト（仮称）を作成し、当該リストの中から登録意向の確認を行うものとする。
- ②登録意向の確認できたものについて、文化財保護審議会にて登録相当か審議
- ③審議の結果を所有者または管理者宛に通知する。
- ④公開の同意があったものについて、市ホームページ等により周知。

(1) 登録までの流れについて

教育委員会が登録を行う機関を担うこととするものの、登録または登録抹消にあたっては西東京市文化財保護審議会への諮問を行い、登録相当または登録抹消相当の旨の答申があったものについて登録または登録抹消を行うこととする。

教育委員会が諮問する文化財については、所有者の同意のもとに教育委員会が推薦するものまたは所有者による申請があったものを諮問することとする。

また、登録文化財となって以降、当該登録文化財の現状変更行為を行おうとする場合は、西東京市教育委員会へ事前に届け出て、審議会の許可を受けてから実行を可能とする。

なお、これらの規定の実効性を担保するため、登録申請時に上記事項に係る同意を得ることとする。

(2) 審議資料について

審議会の審議の際、審議に必要な情報を調書にまとめ、当該調書をもとに審議を行うものとする。

(3) 登録文化財リストと登録簿掲載対象文化財リスト（仮称）

これまでの文化財保護行政の取組みにより得られた情報等をもとに作

成した市内文化財一覧の中から、市内文化財一覧の中から、国もしくは東京都もしくは市の指定文化財または国もしくは市の登録文化財を除いたものを登録簿掲載対象文化財リスト（仮称）として整備する。

同リストとして整備する時点において、所有者の把握を行い、市とのコミュニケーションの機会は確保するものとするが、その中から所有者の同意を得られたものについて審議会へ付議し、登録相当となったものを登録文化財リストとして一覧化するものとする。

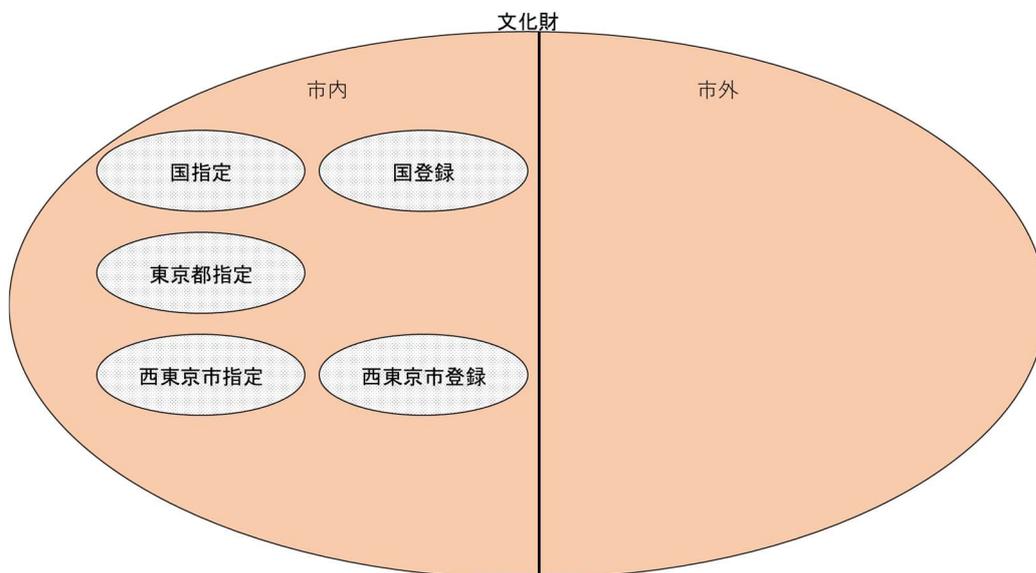
(4) 登録後の位置づけについて

登録を受けた文化財は、次世代への確実な継承をおこなうために必要な施策を講じていくこととする。登録文化財制度の趣旨（指定文化財の補完）に鑑み、ただちに指定文化財への指定手続に移行するものではないが、文化財保護条例の目的に沿った保存・活用がなされるよう必要な検討を随時で加えていく。

(5) 登録対象

登録対象は、現に市内に存在するものを対象とする。

(対象整理図)



西東京市における登録文化財制度について

(検討資料)

1. 検討を要するテーマ

「西東京市における登録文化財制度の骨子」に沿って、制度の詳細を検討していくため、以下のテーマについて議論を重ねていく。

(1) 事務手続きの流れについて

(2) 公開に対する考え方について

(3) 財政的支援について

(4) その他

2. 進め方及びスケジュール (案)

令和6年4月改正条例の施行を予定していることから、以下のとおり審議を重ねていくこととする。

なお、審議は改正内容に係る審議を予定しており、条文の表現については西東京市の法規担当部署の審査及び市議会の審議により最終決定することとする。

審議会 (年度、回数)	審議事項	備考
令和4年度第3回	テーマの確認 個別テーマ(1)	
令和4年度第4回 (本日)	前回審議事項の確認 個別テーマ(2)及び(3)	
令和5年度第1回	前回審議事項の確認 個別テーマ(4)	
令和5年度第2回	前回審議事項の確認 審議済全テーマの確認	
令和5年度第3回	審議済全テーマの確認	第3回終了後、庁内審査へ移行
令和5年度第4回	施行前条例文配布	
令和6年4月1日	施行	

個別テーマ（２）公開に対する考え方について

個別テーマ（３）財政的支援について

1. 西東京市登録文化財制度の概要（再掲）

国もしくは東京都による指定もしくは登録を受けている文化財または西東京市の指定を受けている文化財以外の文化財のうち、西東京市文化財保護審議会の審議により妥当とされたものを西東京市登録文化財（以下「登録文化財」という。）として登録簿に掲載する。

2. 論点

（骨子抜粋）

（３）公開に対する考え方

本制度の創設により、文化財を市民が共有することを目的としていることに鑑み、登録を受けた文化財については、所有者または管理者の同意の下、公開することを基本とする。

ただし、過去の審議会の審議において、公開への負担感から登録がすまない可能性について言及があったことを踏まえ、そうした点にも配慮した対応をとる。

なお、強い意思等により公開を希望しない所有者または管理者に対しては、その意向を尊重し、公開しないことも可能とする。他方で、そうした所有者または管理者についても、市担当課が作成する内部管理用の（仮称）登録簿掲載対象文化財リストで把握し、市とのコミュニケーションの機会を確保することで次世代への確実な継承につなげることとする。

（４）財政的支援

公金の用途を「見える化」する観点と前述の公開に対する考え方とを併せて考慮し、非公開の選択肢がある登録文化財へ補助金、助成金、謝礼金その他の財政的支援は行わない。

(1) 公開に対する考え方について

①趣旨・定義

文化財登録制度は、市内に存在する文化財の次世代への継承と市民への共有による郷土への認識を高めることを目的としている

ゆるやかな管理制限を骨子とする登録文化財にあつては、市民への共有方法についても、指定文化財比でゆるやかに設定することが趣旨にも適った対応と考えられる。

そのため、検討にあたっては、以下の定義を組み合わせた4通りの分類から登録文化財としての限度について検討する。

【定義】

公開する	有期または無期で市民が閲覧できる機会を設けること
公開しない	有期または無期で市民が閲覧できる機会を設けないこと

情報開示する	所有者、その存在及び所在地を明らかにすること
情報開示しない	所有者、その存在及び所在地を明らかにしないこと

【分類】

	公開	情報開示
A	する	する
B	する	しない
C	しない	する
D	しない	しない

②登録文化財に求める限度について

まず、分類Aについては、公開と情報開示について障壁がないことから、登録文化財に求めるレベルとして不足はないと考えられる。

次に、分類Bについては、市民共有が行われるという点において、制度趣旨から外れるものではないものと考えられる。

次に、分類Cについては、原則として閲覧機会が確保されないものの、所有者、その存在及び所在地が明らかになっており、それらの点をもって郷土への認識を高めるきっかけとすることも可能と考えられることから、登録文化財として求められるレベルを満たす解釈の余地を残すと考えられる。

分類Dについては、市民共有の手段はいずれも希望しないものであり、目的達成のための手段としては要件を満たさないものと考えられる。

よって、所有者または管理者が分類A及び分類Bを選択した場合は、市

民への共有を達成できるとし、分類Cを選択した場合は、市民への共有を最低限、達成できるとみなすとする。

以上の検討から、分類A、分類Bまたは分類Cのいずれかを選択した文化財について、市民共有という点において登録文化財としての限度を達成していると整理することとしたい。

(2) 財政的支援について

教育委員会を含む市の活動に要する費用は、税収等により賄われている。そのため、特定の者への支援については、その効果がどれだけ多くの人に還元されるかという観点から必要性を検討する必要があると考えられる。

また、金銭の価値判断は、個人によって異なることから、公開に対する考え方よりも厳格な要件が必要だと考えられる。

この点について上記(1)の分類に従って検討する。

分類A、分類Bの場合は市民への閲覧機会も確保され、広く市民共有が図られている点から、十分な還元があり、財政的支援を行うことに一定の効果があると考えられる。

分類Cについては、その存在と所在地が明らかになっているものの、閲覧の機会はない。(1)では市民共有を達成したとみなすと整理している立場に立って考えると、完全性が必要だとした財政的支援の中では、支援に対する効果を分類Aや分類Bのように完全に満たしているといえないと解される。

従って、財政的支援を行うことができる要件は満たさないものと考え、分類Cについても財政的支援は難しいものと考えられる。

なお、分類A、分類Bは、市民の閲覧に対して障壁がないために閲覧機会を提供しているのだから、その点、指定文化財との境界が曖昧になるとも考えられ、登録文化財として財政的支援を行う意義は少ないと考えられる。

(3) 整理案

上記の整理に従って、分類C及び分類Dについては、合理性を見出せないとして整理し、財政的支援は行わないこととする。

また、分類A及び分類Bについては、要件は満たすものの、そこに財政的支援を行うことで指定文化財への移行を念頭にしている本制度の設計と齟齬が生じるおそれがあるため、登録文化財としての財政的支援は行わず、指定文化財への移行を間接的に促すこととしたい。

(まとめ)

	公開	財政的支援
登録文化財	分類A	○ ただし、指定文化財への移行を推奨
	分類B	○ ただし、指定文化財への移行を推奨
	分類C	○(みなし) ×
	分類D	×

西東京市における登録文化財制度の骨子

1. 趣旨

市内に存在する文化財を次世代に確実に継承し、併せてこれまで以上に広く市民へ共有することで郷土に対する認識を高め、文化の向上へ貢献することを目的として、西東京市における文化財登録制度を創設する。

2. 論点整理

(1) 登録文化財制度の概要

国もしくは東京都による指定もしくは登録を受けている文化財または西東京市の指定を受けている文化財以外の文化財のうち、西東京市文化財保護審議会の審議により妥当とされたものを西東京市登録文化財（以下「登録文化財」という。）として登録簿に掲載する。

(2) 指定文化財との関係

国もしくは東京都による指定もしくは登録を受けている文化財または西東京市の指定を受けている文化財以外の文化財を登録対象とする。

また、指定と登録との間で先後関係はなく、登録を受けないまま指定文化財となることもありえるが、登録は指定を補完するためのものと位置づけ、両方を重複して受けることはできない。

西東京市指定文化財は、公開規定があるが、登録文化財には公開規定の適用に幅を持たせる（理由は後述）。また、管理にあたっての制限は指定文化財に比してゆるやかに設定し、現状変更及び所在地変更も所有者または管理者からの届出制とし、最低限の規制に留める一方で、管理に係る財政的支援も行わない。

(3) 公開に対する考え方

本制度の創設により、文化財を市民が共有することを目的としていることに鑑み、登録を受けた文化財については、所有者または管理者の同意の下、公開することを基本とする。

ただし、過去の審議会の審議において、公開への負担感から登録がすすまない可能性について言及があったことを踏まえ、そうした点にも配慮した対応をとる。

なお、強い意思等により公開を希望しない所有者または管理者に対しては、その意向を尊重し、公開しないことも可能とする。他方で、そうした所有者または管理者についても、市担当課が作成する内部管理用の（仮

称)登録簿掲載対象文化財リストで把握し、市とのコミュニケーションの機会を確保することで次世代への確実な継承につなげることとする。

(4) 財政的支援

公金の使途を「見える化」する観点と前述の公開に対する考え方とを併せて考慮し、非公開の選択肢がある登録文化財へ補助金、助成金、謝礼金その他の財政的支援は行わない。

(5) 登録に係る事務手続き

登録にあたっては、以下の流れに沿って登録を行うこととし、西東京市文化財保護条例に所要の改正を加えることで制度の根拠付けを行うこととする。

①過去の文化財保護審議会の審議上で提示されたリストを基に登録簿掲載対象文化財リスト(仮称)を作成し、当該リストの中から登録意向の確認を行うものとする。

②登録意向の確認できたものについて、文化財保護審議会にて登録相当か審議

③審議の結果を所有者または管理者宛に通知する。

④公開の同意があったものについて、市ホームページ等により周知。

なお、管理の状況については、市指定文化財の現状確認時に登録文化財の所有者または管理者にも連絡を行い、必要に応じて現物確認を行うこととする。